⑶　申請建築物　法第29条第３項に規定する申請建築物
⑷　他の建築物　法第29条第３項に規定する他の建築物
⑸　（略）

③　第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第五面までを、他の建築物について、第二面から第四面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

２．　（略）

３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第11条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～④　（略）

⑤　【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

（削る）

⑥・⑦　（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　【13. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【７．工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、【６．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

⑥　【13. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第３条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。

（削る）

⑶　申請建築物　法第34条第３項に規定する申請建築物
⑷　他の建築物　法第34条第３項に規定する他の建築物
⑸　（略）

③　第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

２．　（略）

３．第二面関係

①　この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第１項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

②～④　（略）

⑤　【２．代理者】及び【３．設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

⑥　【３．設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

⑦・⑧　（略）

４．第三面関係

①～④　（略）

⑤　【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【７．工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

⑥　【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号。）第４条第１項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。

⑦　【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。